

令和3年度の国民年金保険料の免除などの申請の受付が始まります

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(50歳未満)納付猶予制度」があります。

令和3年度の免除などの受付は7月1日から開始され、7月分から令和4年6月分までの期間を対象として審査します。

また、平成26年4月から法律が改正され、2年1カ月前の月分まで遡及して免除などの申請をすることができます。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、免除申請を忘れていたために未納期間を有している人などは、一度、住民環境課または大垣年金事務所へご相談ください。

保険料の納付や免除などの申請をお忘れの状態、万一、傷害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合がありますのでお早めに手続きをしてください。

☎大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104

7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です

『“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、令和3年で71回目を迎えます。

テレビや新聞では、毎日のように事件(犯罪)のニュースが報道されていますが、安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことなのです。

立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

“社会を明るくする運動”では、街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビなどの広報活動に加えて、だれでも参加できるさまざまな催しを行っています。犯罪や非行のない安全で安心な暮らしを叶えるため、いま何が求められているのか、そして、自分には何ができるのかを、みなさんで考えてみませんか。

☎健康福祉課 ☎32-1105

証明書自動交付機の廃止について

町役場玄関ロビー設置の自動交付機は、12月28日をもって取り扱いを終了します。

なお、お手元の「ふれあいカード」は引き続き印鑑登録証として必要ですので大切に保管してください。

証明書自動交付機を一時休止します

養老町庁舎機械設備改修工事(停電)およびシステムの切替工事に伴い、次の日時について証明書自動交付機のサービスを休止します。ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

休止日：7月13日(火)、14日(水)、20日(火)、24日(土)、25日(日)、27日(火)、31日(土)

時間：終日(予定)

☎住民環境課 ☎32-1104